

新分野進出等支援融資のご案内

荒川区産業経済部経営支援課

☎ 03-3802-4684（直通）

新分野進出等支援融資は、荒川区中小企業融資制度の融資メニューの1つです。

「荒川区中小企業融資制度のご案内」(以下「パンフレット」と言います)と併せてご覧ください。

制度概要

この融資は、新製品・新技術の開発や商品の新たな生産・販売方式の導入及び業務の新たな提供方式の導入など、経営革新のための具体的な計画や、発展の可能性のある新たな事業分野への進出等の計画を有する企業に対し、長期で低利な資金をあっせん・融資することにより、区内企業の経営の革新と区内産業の振興を図るものです。

1 この融資を利用できる方

パンフレットP1「○ この制度を利用できる方は」掲載の要件を全て満たし、かつ、新製品・新技術の研究開発や発展の可能性のある新たな分野への進出等を行い、経営の革新を図ろうとする方で、次のいずれかに該当する中小企業者

- ▽ 新製品・新技術の研究開発または事業の転換や事業の多角化を行う具体的計画を有し、区が行う企業診断等により適切と認められるもの
- ▽ 中小企業等経営強化法に基づく東京都知事等の承認を受けた経営革新計画を有し、その計画の実施に係る事業資金を要する者

2 融資あっせんの内容

【対象となる事業】

① 新製品・新技術に関する研究開発、需要の開拓

- ▽ 従前にはない独創性があり、付加価値の高い製品や技術の研究開発、商品化のための試作
- ▽ 研究開発する製品・技術の需要を把握するための調査や試作品の見本市・展示会等への出展、広告宣伝等の活動、試作品を量産化するために必要な設備の増強等

② 発展の可能性のある新たな事業分野への進出等（事業の転換・事業の多角化）

- ▽ 事業の転換：現在行っている事業の一部（生産額または取引額の1/3以上）または全部を縮小・廃止し、かつ、転換先事業が転換後における全事業活動の1/3以上を占めるよう、事業の転換を行うこと。
- ▽ 事業の多角化：現在行っている事業を継続しながら新たな事業に着手し、2年以内に新たな事業の売上が、全売上高の1割以上を見込めるよう事業の多角化を行うこと。
- ▽ 事業の転換または多角化で新たに進出する事業：東京信用保証協会の保証対象業種（不動産賃貸業を除く）であって、原則として現在行っている事業と日本標準産業分類による中分類または細分類（4桁分類）が異なるものでなければなりません。

【事業計画書の提出と企業診断】

融資のあっせんを受けるためには、事前に事業計画書（区所定様式）等を提出し、区の中
小企業診断士等による診断を受けることが必要です。

ただし、当該事業が次のいずれかに該当する場合は、診断を省略することができます。

- ▽ 東京都知事等の承認を受けた経営革新計画を有している
- ▽ 東京都や区等による新製品や新技術の開発に関連する助成制度による助成の決定を
受けている事業である（単独、共同であるかを問わない）
- ▽ 特許、実用新案を取得済み、または出願中の技術やアイデアを活用した事業である
- ▽ その他、上記に準じる状況にあるものと認められる場合

【資金使途】 運転資金、設備資金、運転設備併用資金

対象となる使途は、新製品、新技術の研究開発や需要の開拓、あるいは事業転換や事業
の多角化に必要な経費です。

【主な細目】

① 試験研究・試作等に関する経費

▽ 運転資金…原材料購入費、設計・デザイン委託費、外注加工費、設備等のリース料、
試験分析経費や技術改善等の指導経費、工業所有権の出願または取得経
費など

▽ 設備資金…機械装置、金型等の購入費など

② 需用開拓に関する経費

▽ 運転資金…市場調査費、展示会、見本市等への出展経費、パンフレット作成及び広
告宣伝費など

③ 試作品の量産化のための経費

▽ 設備資金…機械装置等設備の増強による経費

④ 事業転換または事業の多角化のための準備経費

▽ 運転資金…商品・原材料等の仕入、従業員の給料・賃金など

▽ 設備資金…事業所の開設、機械設備の購入経費など

⑤ その他、新製品、新技術の研究開発、事業転換や事業の多角化に不可欠と認められ る経費

【融資金額】 1, 500万円以内

【利率】 本人負担 0.5%（表面金利1.9% 区利子補給1.4%）

【返済期間】 運転資金・運転設備併用 5年以内（据置期間1年を含む）

設備資金 7年以内（据置期間1年を含む）

【信用保証料】 区が全額補助

ただし、あっせん日現在において区の特別融資を2本以上利用中の場合に
は、信用保証料の補助率は2分の1となります。

3 申込み必要書類

法人はパンフレット P9、個人はパンフレット P10「申込必要書類チェックリスト」掲載書類に加え、以下の書類を提出してください。

▽ 経営革新計画の実施に係る事業資金の融資申込みをする場合

- ➔ 東京都知事等の承認を受けた経営革新計画書及び東京都知事等の経営革新計画に係る承認書等

▽ 上記以外の場合

- ➔ 「新製品・新技術研究開発事業計画書」（荒川区所定 第 25 号様式）
または「事業転換等計画書（事業転換・事業多角化）」（荒川区所定 第 26 号様式）

* 申込者の状況により、上記以外の書類もご提出いただく場合があります。

4 申込みから貸付けまで

